

綾瀬市市営住宅における災害一時使用の承認に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害等で住宅を失い住宅に困窮している市民（以下「被災者」という。）に対し、市営住宅の目的又は、用途に従って一定期間使用（以下「一時使用」という。）を承認することにより、被災者に当面の生活の場を提供するとともに、精神的、時間的ゆとりを確保し生活基盤の建て直しを図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるものとする。

- (1) 災害等とは、火災、風水害、地盤沈下及び地すべりなどをいう。
- (2) 一時使用とは、市営住宅を期間限定して使用させることをいう。

(一時使用の承認の要件)

第3条 一時使用は、市営住宅に適当な空室があり、かつ、災害等で住宅を滅失または喪失した被災者が次の各号に該当する場合に承認するものとする。

- (1) 市内に在住する一般世帯であること。ただし、単身者にあつては、さらに親族が不明、または遠隔地で居留することが不可能な者であること。
- (2) 災害等の証明書の発行を受けているもの。

(一時使用の承認申請)

第4条 一時使用の承認を受けようとする被災者は、市営住宅一時使用承認申請書（第1号様式）に次の必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 被災者の世帯全員の住民票（単身者の場合は、戸籍謄本）
- (2) 災害等の証明書
- (3) その他必要な書類

(審査)

第5条 市長は、申請書類が提出された場合は、速やかに審査し、適格と認められる場合は、市営住宅一時使用承認書（第2号様式）を交付し、住宅を斡旋するものとする。

(一時使用できる期間)

第6条 一時使用ができる期間は、1箇月とする。なお、市長が事情止むを得ないと認める場合は、最高3箇月を限度として期間を延長することができる。

2 前項の延長手続きは、市営住宅一時使用承認期間延長申請書（第3号様式）により被災者が行うものとする。

（使用料）

第7条 使用料は、免除する。

（規則等の遵守義務）

第8条 被災者は、一時使用を承認するにあたり綾瀬市市営住宅条例（以下「条例」という。）及び綾瀬市市営住宅条例施行規則（以下「規則」という。）等入居のきまりを遵守しなければならない。

（明渡し）

第9条 市長は、一時使用期間の承認期間中であっても、次の場合は、被災者に対し住宅の明渡しを求めることができる。

- (1) 条例及び規則を遵守しないとき
- (2) その他市長が必要と認めたとき

附 則

この要綱は、平成20年6月5日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

第1号様式

市 営 住 宅 一 時 使 用 承 認 申 請 書

平成 年 月 日

綾 瀬 市 長

申込者氏名

印

このことについて、次のとおり市営住宅の一時使用の承認を受けたいので、必要書類を添えて申請いたします。

また、申請内容に虚偽の記載があったときは、一時使用を取り消されても異議を申し立てません。

希 望 住宅名				被災者市内在住 開 始 年 月 日	年 月 日		
現住所							
被災者 勤務先	名 称・所属						
	所在地・電話						
被災者及び同居親族	氏 名	続柄	生年月日	年齢	職業(学校名・学年)	所 在 地	年 間 所得金額
承認を受けようとする期間			平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				

備考 申込者又は、同居親族が暴力団員であることが判明した場合は、入居が許可されなくても異議申し立てません。

暴力団員でないことを確認するため関係機関に照会することに同意します。

関係機関への照会をする場合、個人情報の適切な取り扱いを行い、市営住宅からの暴力団員の排除を行う目的以外には使用しません。(綾瀬市では、綾瀬市個人情報保護条例に基づき個人情報の適切な取扱いをしています。)

市営住宅一時使用承認書

平成 年 月 日

殿

綾瀬市長

平成 年 月 日付けで申請のあった市営住宅の一部使用については、次の条件を付けて承認します。

- 1 住宅は、綾瀬市市営 住宅 号室
- 2 承認期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 3 住宅は、被災者である 住所
氏名
が、定住先が決定するまでの間、仮の住居として使用すること
- 4 使用料は、免除する。
- 5 住宅について修繕、模様替えその他の現状変更行為をするときは、事前に市長の承認を受けること。
また、承認住宅の全部又は一部をき損したときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けて自己負担により現状に回復すること。
- 6 被災者は、使用承認期間を延長しようとするときは、期間満了の10日前までに市長に市営住宅一時使用承認期間延長申請書を提出すること。
- 7 使用中は、他の居住者と円満な共同生活を営むこと。
- 8 被災者が住宅を退去する時に、著しい破損及び汚れがあった場合には自己負担により修繕を行うこと。
- 9 以上の条件に違反したとき又は市営住宅管理上必要と認めたときは、この許可を取り消すことができる。

第3号様式

市営住宅一時使用承認期間延長申請書

平成 年 月 日

綾 瀬 市 長

申込者氏名

平成 年 月 日付けをもって承認を受け市営住宅を使用中ですが、まもなく一時使用の承認期間が終了するものの、被災者がいまだに生活基盤を立て直す見込みが立たないため、承認期間を延長していただきたいので申請します。

希望住宅名					被災者市内在住 開始年月日	年 月 日	
現住所							
被災者勤務先	名称・所属						
	所在地・電話						
被災者及び同居親族	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業(学校名・学年)	所在地	年間所得金額
承認を受けようとする期間			年 月 日から 年 月 日まで				